

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日には、
当たる翌日が休日
の場合は、
当たる翌日)

相互救済事業に係る昭和五十八年度の経営状況の通知があつたので、同条
第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年七月三十一日

農政課長事務課
農政課長
次

昭和58年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事業実績

加入都道府県市町村会員数	1,195
共済契約金額	2,486,738,140,000円
共済分担金	600,405,995円

罹災戸数

180,359戸

7,322円

復興建築助成戸数

44,073戸

599円

防火・住宅施設改善助成会員数

44,139戸

660円

災害見舞戸数

182戸

災害見舞金

10,221,780円

2 収支計算

(1) 収入 共済分担金(過年度分を含む)	601,081,295円
・ 雑収入	93,504,803円
・ 会館収入	48,761,691円

鳥取県知事第五四四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十三條の二第一項
の規定に基いて、社団法人全国公営住宅共済会の同条第一項に規定する

昭和59年7月31日 火曜日

鳥取県公報

合計	743,347,789円
(2) 支出事業費	306,885,899円
事務費	167,621,472円
会館管理費	44,644,798円
その他の経費	57,868,569円
小計	577,020,738円
收支差額	166,327,051円
(準備積立金へ繰入れ)	166,327,051円
合計	743,347,789円

1 調査対象
この調査は、昭和五十九年八月一日において県内に居住している六十
五歳以上の者のうち、寝たきりの状態又は痴呆症状のみられる状態にあ
るものを対象とする。

三 調査事項

- 1 性別、年齢及び世帯状況
2 身体上の欠陥の状況
3 精神上の欠陥の状況
4 介護の状況
5 相談窓口・在宅サービスの利用状況（在宅者の場合に限る。）
6 老人福祉に関する要望事項（在宅者の場合に限る。）

四 調査方法

この調査は、在宅者については民生委員が介護者に、老人福祉施設に
入所している者については当該施設の職員が本人に面接して質問し、そ
の結果を調査票に記入する方法で行う。

五 調査期間

昭和五十九年八月一日から同月三十一日まで

六 結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。

一 調査の目的

この調査は、県内の介護を要する寝たきり老人及び痴呆老人の実態を
把握し、これらの老人及びその家族に関する福祉施策を推進するための
基礎資料を得ることを目的とする。

鳥取県事務尾邑次
鳥取県知事西尾邑次

鳥取県老人介護実態調査実施要領

鳥取県告示第五百五十号

自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第十二条第三項の規定に

基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
なお、その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び智頭町役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業の種類 路線名 区 間
道路（歩道） 那岐山登山線 起点 八頭郡智頭町
(河津原・国定公園境界)

終点 八頭郡智頭町
(河津原・歩道合流点)

二 縦覧に供する期間
昭和五十九年八月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
中山町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十三号

西伯町が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業絹屋地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十二号
中山町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業浜田地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十九年八月一日から二十日間

三、縦覧に供する場所

西伯町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一、保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字大門畠ノ上一五一八の七から一五一八の九まで

二、指定の目的

水源のかん養

三、指定施業要件

1、立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2、立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三、解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県告示第五百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字畑谷東平八五九の一五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字馬場谷奥一五四三の五・一五五一・一五五二・字金谷一五四の一・一五四の二・一五五五（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、字ツ、ヲ原一五三三の一、一五三三の二、字馬場谷奥一五四四から一五五〇まで、一五五三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字向キ津谷一三六三（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示五百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字池田字上平六三八の二（次の図に示す部分に限る。）

三 解除の理由

鳥取県告示第五百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十

7 昭和59年7月31日 火曜日

鳥取県公報

第5581号

六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字安田九の二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅